

目黒区講座等開催に伴う一時保育者登録要領

平成8年4月1日

目総女第2号決定

(趣旨)

第1条 この要領は、目黒区講座等開催に伴う一時保育実施要綱（平成8年4月1日付け目総女第1号。以下「要綱」という。）に基づき実施する一時保育の保育者（以下「保育者」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 保育者として登録ができる者は、乳幼児を持つ区民が社会活動に参加することについて理解があり、子どもの人権を尊重し、一時保育に熱意を有し、責任を持って保育ができる者であって、次の要件を備えているものとする。

- (1) 保育士、教員、看護師、保健師及び助産師のいずれかの資格を有する者又は養育の経験を有する等保育者として適切な者であること。
- (2) 登録時において健康であり、年齢が満18歳以上であること。
- (3) 区が実施する一時保育のための保育者養成講座を受講終了していること。

(登録)

第3条 保育者として登録しようとする者は、区長に対し、目黒区一時保育者登録申請書（別記第1号様式）により登録の申請をするものとする。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、前条の登録資格の有無を審査し、登録の可否を決定し、当該申請をした者に通知する。
- 3 区長は、登録を承認した場合は、当該承認を受けた者を目黒区一時保育登録者名簿（別記第2号様式）に登載し、当該名簿を主管課及び主催者（以下「主管課等」という。）の利用に供する。
- 4 登録の有効期限は、登録を承認した日からその日の属する年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

第4条 目黒区一時保育登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、目黒区一時保育登録申請書に変更事項を記載し、届けなければならない。

(登録更新)

第5条 登録者は、登録期間が満了する場合において登録の更新を希望するときは、目黒区一時保育者登録申請書により、登録更新の申請をすることができる。

- 2 登録の更新については、第3条第2項から第4項までの規定を準用する。

(登録の取消し)

第6条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消し、本人あて通知する。

(1) 登録資格を満たさなくなったとき。

(2) 登録辞退の申出があったとき。

(3) その他、保育者としてふさわしくない行為があり、区長が登録の取消しを必要と認めたとき。

(保育者の責務)

第7条 保育者は、一時保育を行うに当たって、主管課等の指示に従い安全確保のために十分注意しなければならない。

2 保育者は、一時保育について理解を深め、保育の資質の向上に努めなければならない。

(指導)

第8条 区長は、要綱の趣旨に従い適切な保育が行われるよう、登録者及び主管課等に対し助言・指導を行うことができる。

2 区長は、登録者に対し研修を行うことができる。

(健康診断)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、登録者に対し健康診断の受診を指示することができる。

(守秘義務)

第10条 登録者は、一時保育で知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。登録を抹消した後も同様とする。

(登録事項の管理)

第11条 この要領による登録事項の管理は、総務部人権政策課が行う。

付 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年1月15日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。